

定 款

公益財団法人くまもと地下水財団

公益財団法人くまもと地下水財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人くまもと地下水財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、熊本地域の人々の暮らしを始め、農・工業など産業活動の礎である地下水について、地域の住民・事業者及び行政機関等それぞれが、この地域の大地に地下水の広がりがあることを再認識し、一つの共同体として、地下水の健全な循環環境の整備に取り組むことにより、地下水と地域社会の永続的な調和を図ることを目的とする。

2 前項の熊本地域とは、熊本市、菊池市（旧旭志村、旧泗水町の区域に限る。）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町をいう。

(事業等)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地下水環境を把握するための調査研究
- (2) 地下水環境に関する各種情報の収集及び発信等による情報共有化の推進
- (3) 地下水環境の健全化に関する意識啓発及び保全機運の醸成事業の実施
- (4) 地下水質の監視及び水質改善事業の実施
- (5) 地下水涵養事業の実施及び地下水保全施設の設置推進
- (6) 地下水の適正使用・管理の支援
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、熊本地域において行うものとする。

3 前項にかかわらず、この法人の目的の達成に必要なときは、理事会の承認を経て、熊本地域以外を事業対象とすることができる。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして、設立時に別表に基本

財産として特定した財産

(2) 公益法人への移行に伴う設立登記の日以降に基本財産とすることを指定して寄付された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(基本財産の運用管理)

第6条の2 この法人の財産の運用及び管理は理事長が行うものとし、基本財産は確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下、「事業計画書及び収支予算書等」という。）は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 事業計画書及び収支予算書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出するものとする。ただし、第1号の書類については報告し、その他の

書類については、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員及び評議員の名簿
- (3) 役員及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項の書類については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員の定数等)

第11条 この法人に評議員8名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会にて行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2 週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

（権限）

第 13 条 評議員は、評議員会を構成し、第 17 条に規定する事項の議決に参加するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（任期）

第 14 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（評議員に対する報酬等）

第 15 条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、評議員会において別に定める費用の弁償の基準により、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。
- 3 評議員会会長は、評議員会において選任する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員及び評議員の選任及び解任
 - (2) 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 役員及び評議員に対する費用の弁償の基準
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (7) 残余財産の処分
 - (8) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (9) その他法令又はこの定款で定められた事項
- 2 評議員会は、第32条第1項に規定する理事の任期満了に伴い、前項第1号の選任の決議を行った場合に限り、選任した理事の中から理事長及び副理事長並びに常務理事を選定することができる。
- 3 前項の規定は、理事会による選定及び解職を妨げない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第20条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 21 条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

(定足数)

第 22 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 理事長及び副理事長並びに常務理事の選定

(3) 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 定款の変更

(5) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 28 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 2 項第 2 号の議案を決議した場合において、その決議について、議長は、役員に対して遅滞なく通知しなければならない。

5 前項の通知があった場合において、その決議に異議がある役員は、通知があった日から 7 日以内に異議の事項及び理由を記載した書面により、この定款の定めるところにより、理事会の開催を請求するものとする。

(決議の省略)

第 24 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 25 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから評議員会が指名する議事録署名人 2 名が記名押印する。

(評議員会の運営)

第 27 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める。

第 5 章 役員及び理事会

第 1 節 役員等

(役員の設置)

第 28 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 30 名以内

(2) 監事 1 名以上 3 名以内

2 理事のうち、1 名を理事長、3 名以内を副理事長、1 名を常務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 29 条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長並びに常務理事は、第 17 条第 2 項による選定の場合を除き、理事会の決議により選定及び解職する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 30 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故等ある

とき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を代行する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

5 理事長及び副理事長並びに常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況を調査し、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（役員の任期）

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第28条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第33条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第 34 条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、評議員会において別に定める費用の弁償の基準により、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 2 節 理事会

(構成)

第 35 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 36 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長並びに常務理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (6) 重要な使用人の選任及び解任
- (7) その他、法令及びこの定款で定める事項

(開催)

第 37 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第 31 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 38 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、役員に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に特別の定めがあるもののほか、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第30条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び副理事長並びに監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 くまもと地下水会議

(設置及び構成)

第45条 この法人に、くまもと地下水会議（以下「地下水会議」という。）を設置する。

- 2 地下水会議は、理事長の諮問に応え、この法人の目的を達成するために必要な提言を行う。
- 3 地下水会議の委員は、理事会において選任する。

- 4 地下水会議の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 賛助会

(賛助会員)

第46条 この法人に賛助会を設置する。

- 2 この法人の目的に賛同し、協力しようとするものを賛助会員とする。
- 3 賛助会員は、いつでも自由に入会及び退会することができる。
- 4 賛助会員は、理事会の定めるところにより、この法人の活動を支援する。
- 5 賛助会に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第12条に規定する評議員の選任及び解任についても適用する。

(合併等)

第48条 この法人が他の法人法上の法人との合併、事業の全部譲渡又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止しようとするときは、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上により、承認を得なければならない。

- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第50条 この法人が公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国又は地方公共団体若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第

17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法及び情報公開並びに個人情報の保護

（公告の方法）

第 52 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

（情報の公開）

第 53 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、法令で定めるもののほか、活動状況、運営内容、財務資料等について適宜公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（個人情報の保護）

第 54 条 この法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 事務局

（設置等）

第 55 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（備付け帳簿及び書類）

第 56 条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (3) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (4) 財産目録
- (5) 事業計画書及び収支予算書等
- (6) 事業報告及び貸借対照表並びに正味財産増減計算書
- (7) 事業報告及び貸借対照表並びに正味財産増減計算書の附属書類
- (8) 監査報告
- (9) 役員等の報酬規定
- (10) 役員及び評議員の名簿
- (11) 役員及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(12) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(13) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令及びこの定款の定めるところによる。

第 11 章 補則

(委任)

第 57 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、本定款の第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

寺 崎 秀 俊	谷 崎 淳 一	山 本 理	山 田 利 博
木 下 修 一	園 田 征 次	井 出 正 孝	佐 藤 正 夫
中 川 幸 生	吉 田 和 弘	内 野 明 徳	市 川 勉

4 この法人の最初の理事は、次に掲げる者とする。

幸 山 政 史	村 田 信 一	永 田 明 紘	池 田 信 夫
藤 井 勝 公	上 田 英 典	中 富 恭 男	坂 本 武
藤 本 健 二	小 林 努	矢 嶋 正 昭	師 富 省 三
原 本 靖 久	花 田 豊	富 田 洋 助	古 嶋 徹
田 中 明	宮 崎 光 広	大 石 祐 二	北 村 航
伊津野 良 治	坂 本 淳 一	嶋 田 純	

5 この法人の最初の監事は、次に掲げる者とする。

秋 岡 了 誠 林 留 美 子

6 この法人の最初の理事長は、幸山 政史 とする。

7 この法人の最初の副理事長及び本定款第30条3項に基づく職務の代行の順位は、次のとおりとする。

①村 田 信 一 ②池 田 信 夫 ③宮 崎 光 広

8 この法人の最初の常務理事は、原本 靖久 とする。

附 則

1 この定款は、令和7年6月24日から施行する。

別表 基本財産（第 5 条第 2 項関係）

財産種別	物量等
定期預金	5 0， 0 0 0， 0 0 0 円